

令和4年8月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	丸建つばさ交通株式会社（法人番号：3030001139063） 代表者 齋藤 清和
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室6144-1 (上尾営業所) 埼玉県上尾市二ツ宮1069
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年11月16日及び令和3年11月19日、事業譲渡を受けたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。 (1) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(3) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (5) 運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年8月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社YAMAドリーム観光（法人番号：7050001031090） 代表者 山野井 光晴
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県常総市水海道山田町1248-1 （本社営業所） 茨城県常総市水海道山田町1247-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年11月5日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(3) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年8月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ボックスツアー (法人番号: 8011101079758) 代表者 日向 敏之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都新宿区新宿4-3-15 (本社営業所) 東京都杉並区宮前4-20-12 S. タリアセン宮前403
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年5月10日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年8月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ケトル (法人番号: 1010702012811) 代表者 重盛 雄一郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区目黒本町5-24-10 (本社営業所) 東京都目黒区目黒本町5-24-10
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年5月16日及び令和4年5月27日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和4年8月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アクティブ・ツアーズ (法人番号: 6040001048954) 代表者 岩井 重嘉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県富里市七栄533-267 (本社営業所) 千葉県富里市七栄533-267
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年6月8日及び令和4年6月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)